

「令和5年度中国四国農政局食育交流会」開催要領

1 趣 旨

「和食；日本人の伝統的な食文化」は、平成25年12月4日にユネスコ無形文化遺産に登録され、令和5年12月に10周年を迎えた。これを契機に、「和食文化の魅力」を中国四国食育ネットワーク会員等地域で活動する皆様に発信していく「中国四国農政局食育交流会」を実施する。

本交流会では、日本の食文化に欠かせない「だし」に関わる企業等の取組を紹介し、我が国が誇る和食文化を次世代に繋げていく活動を促進する「きっかけ」をつくることを目的とする。

また、中国四国食育ネットワーク会員をはじめとする食育に関心がある方などの知識向上の機会や交流の場を提供する。

2 主 催

中国四国農政局（以下「農政局」という）
（事務局：消費・安全部 消費生活課 食育推進班）

3 テーマ

「行くぜっ！にっぽんの和食」
～天然の「だし」で美味しく健康づくり～

4 内 容

- (1) 情報提供：農政局から食育に関する最新情報の説明（30分）
- (2) 講 演：講師による講演（60分）
- (3) 体験教室：かつお節の魅力や効能を紹介する体験教室（40分）
 - ①かつお節を削り器で手削り
 - ②昆布と削り節で取っただしを試飲後、「かえし」とあわせつつゆを試飲

5 開催日時

令和6年2月27日（火）
13時30分～16時00分（受付開始13時00分～）
※オンラインも同様に13時30分～16時00分

6 開催方法

会場開催及びオンライン配信
※体験教室は会場参加者のみ参加可
※後日、ダイジェスト版の動画を配信予定

7 会 場

学校法人本山学園 西日本調理製菓専門学校 1階 第2調理実習室
（岡山県岡山市北区大供3-2-18）

8 講 師

土居 幹治 氏（マルトモ株式会社 専務取締役・マーケティング本部長、農学博士）
昭和38年 愛媛県生まれ

昭和 61 年 愛媛大学農学部農芸化学科卒業
同年 マルトモ株式会社入社
平成 7 年 九州大学農学部への論文提出で農学博士号取得
現在 専務取締役・マーケティング本部長、「だしの伝道師®」という二つ名で食育活動展開中

※マルトモ株式会社は、大正 7 年に愛媛県伊予市に創業。次の世代にかつお節や和食文化の魅力を伝えるために、小、中学校から高校、大学、社会人まで幅広く、出前授業を実施している。

9 募集対象・人数

食育に関心がある方などどなたでも

~~(1) 会場 50 名~~

~~※中国四国ネットワーク会員を優先した先着順。申込みと同時に加入する場合も優遇。~~

~~※申込み人数次第でオンライン参加へ変更依頼する場合あり。その場合、2月20日~~

~~(火曜日)までに連絡する。~~

※会場参加は申込みを締め切りました。たくさんのお申込みありがとうございました。

(2) オンライン 100 名 (先着順)

10 参加費

(1) 会場参加者 30 円 (イベント保険料)

(2) オンライン参加者 通信費等は自己負担とする。

11 各自で用意いただくもの

(1) 会場参加者 必要な方はエプロンを準備

(2) オンライン参加者 情報端末 (視聴用) を準備

12 参加方法

(1) 次の URL から参加申込フォームに必要事項を入力し申し込み

①会場参加者専用

<https://forms.office.com/r/92zeZKJB6M>

※会場参加は申込みを締め切りました。たくさんのお申込みありがとうございました。

②オンライン参加者専用

<https://forms.office.com/r/EUSrxQjdkG>

(2) 紙のチラシを持っている場合、チラシ裏面に必要事項を記入し FAX で申し込み

FAX 番号：086-224-4530

※オンライン参加のみ締め切り延長しました。

(3) インターネットおよび FAX の環境がない方は、電話で申し込み

電話の際は、「食育交流会の参加申込をしたい」旨伝えていただく。

電話番号：086-224-9428 (消費・安全部消費生活課直通)

※オンライン参加のみ締め切り延長しました。

13 参加者募集期間

~~令和 6 年 1 月 15 日 (月曜日) ～ 2 月 16 日 (金曜日) 17 時 00 分まで~~

※オンライン参加のみ締め切り延長しました。

オンライン参加：令和 6 年 1 月 15 日 (月曜日) ～ 2 月 25 日 (日曜日) まで

14 参加に当たっての留意事項

- (1) 事務局は、参加の時点で、下記の点について参加者から了承があったものとみなして取り扱うものとする。
 - ア 開催要領に記載している内容
 - イ 参加に伴い発生した一切の費用（通信費等）は、参加者負担であること。
 - ウ 会場で農政局が撮影した画像は、必要に応じて事務局が編集した上で、農政局のホームページ等に掲載することがあること。
 - エ 会場で農政局が撮影した画像に関する所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）などの権利は、農林水産省に帰属すること。
- (2) 農林水産省が入手した参加者の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適切に管理する。参加者から提供された個人情報については、本交流会にのみ使用する。なお、あらかじめ参加者の了承を得た上で、第三者に参加者の個人情報を提供することができるものとする。

15 その他

本交流会の動画及び資料は、後日、アーカイブとして農政局ホームページに掲載予定

16 お問い合わせ先

農林水産省 中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課

担当者：高橋、下岡

代表：086-224-4511（内線 2328、2692）

ダイヤルイン：086-224-9428